

関東信越税理士会 熊谷支部2月例会次第

日時 平成31年2月7日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|--------------|--------------------------|-------------------------|
| (1) 1月15日(火) | 研修・支部例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (2) 1月24日(木) | 支部理事会 | 於 日本政策金融公庫 |
| (3) 1月24日(木) | 支部理事会懇親会 | 於 甲子園第二球場 |
| (4) 1月25日(金) | e-tax 研修会 | 於 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習 |
| (5) 1月28日(月) | 熊谷青色申告会新春懇談会 | 於 マロウドイン熊谷 |
| (6) 1月31日(木) | e-tax 研修会 | 於 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習 |
| (7) 2月 1日(金) | 正副支部長・署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (8) 2月 5日(火) | 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会 | 於 マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 2月7日(木)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 臨時総会
日時 2月7日(木)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 研修会
日時 2月7日(木)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 確定申告期研修
講師 熊谷税務署担当官
- (4) 富岡清後援会新春の集い
日時 3月10日(日)午後3時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 熊谷さくらマラソン
日時 3月24日(日)
場所 熊谷市
- (6) 理事予定者会議
日時 3月27日(水)午後1時30分～
場所 ホテルガーデンパレス例会会場

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入

高橋幸一（平成30年12月31日 本庄支部より転入 西部地区）

〒360-0817 熊谷市新島198-6

TEL 521-6411 FAX 520-3031

新規入会

吉橋理沙（平成31年1月24日 大里地区）

〒369-1203 寄居町大字寄居1456-12 吉橋徹税理士事務所

TEL 594-7109 FAX 594-7119

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 3月27日(水) 午後4時00分～ 例会・署との協議会

午後5時00分～ 確定申告期慰労会

バス 午後2時20分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 3月27日(水)午後2時45分～4時00分

内容 『民法改正(相続)について』DVD研修

講師 東京大学教授 早川眞一郎先生

単位 1.5単位

バス 熊谷駅南口・市役所より午後2時20分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成31年2月7日現在)

4月例会 4月 9日(火) 午前9時30分～

5月例会 5月10日(金) 午前9時30分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域 2 月例会

平成 3 1 年 2 月 7 日 (木)

(会務報告)

平成 31 年 1 月 17 日(木) 常務理事会・地域長会
1 3 : 0 0 ~ パレスホテル大宮

平成 31 年 2 月 7 日(木) 第 33 回全国統一キャンペーン
「営業優積営業職員感謝の集い」
1 1 : 0 0 ~ ホテルニューオータニ

(提携企業インフォメーション)

大和ハウス

FPG

朝日生命

以上

日 時 平成31年2月7日(木)
午前10時45分～
場 所 ホテルガーデンパレス
司 会 総務部長

臨時総会次第

1. 開会のことば

2. 支部長あいさつ

3. 議長選出

4. 定足数の確認

5. 議事録署名人指名

6. 議 事

第1号議案 関東信越税理士会熊谷支部 平成31年度・32年度役員(副支部長・理事・監事)
選任の件

7. 閉会のことば

支部規約より

(支部役員を選任)

第 9 条 当支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 人
- (2) 副支部長 7 人以内
- (3) 支部理事 30 人以内
- (4) 支部監事 2 人以内

(支部役員を選任)

第 10 条

- 2 副支部長、支部理事、支部監事は本会が行う役員及び支部長選挙の当該年度末日までに支部総会において税理士会員のうちから選任する。

副支部長

| | | | |
|------|------|------|------|
| 神田福男 | 松本一良 | 根岸文男 | |
| 藤野佳子 | 福島泰彦 | 中野敦夫 | 中村文男 |

支部理事

| | | | | |
|-------|------|-------|------|------|
| 秋池正江 | 伊藤寿子 | 大久保秀彦 | 大谷宏一 | 荻原利彦 |
| 兼子重雄 | 川田 茂 | 小林拓人 | 櫻沢 敦 | 清水茂昭 |
| 相馬広明 | 高岡 洋 | 土屋政信 | 中村武司 | 橋本直樹 |
| 長谷部好一 | 林 正浩 | 蛭川高鋭 | 福島繁夫 | 前島義徳 |
| 水野敦史 | 村田克也 | 森田正男 | 森戸 裕 | 山崎浩成 |
| 吉田貴之 | 吉田福一 | 渡辺 保 | | |

支部監事

| | |
|------|------|
| 橋本泰久 | 石澤利一 |
|------|------|

平成31年2月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 山崎浩成
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修 平成30年度支部研修会のご案内

拝啓 厳寒の日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成31年3月27日(水) 午後2時45分～4時00分
受付 午後2時15分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『民法改正(相続)について』
講師 東京大学教授 早川眞一郎先生
DVD 研修となります。
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後2時20分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 1.5単位

3月9日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成31年3月27日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

**国税庁等新着情報(平成 30 年分確定申告特集ページ、
e-TAX のメッセージボックスのセキュリティ強化)について (周知依頼)**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 2 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「平成 30 年分確定申告特集ページの開設」

平成 30 年分確定申告特集ページが開設され、平成 31 年 1 月から確定申告書等作成コーナーのレイアウトが変更となりました。

変更点等の詳細は、下記国税庁ホームページをご覧ください。

- 国税庁「「平成 30 年分確定申告特集」の開設 (平成 31 年 1 月 4 日)」

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

2. 日税連「メッセージボックスのセキュリティ強化に伴う委任関係の登録手続きについて」

平成 31 年 1 月 4 日から、e-Tax のメッセージボックスのセキュリティ強化によって、メッセージを閲覧する際に電子証明書による認証が求められることとなりました。

詳細は、下記日税連ホームページ及び同ページのリンク先をご覧ください。

- 日税連「メッセージボックスのセキュリティ強化に伴う委任関係の登録手続きについて」

→ <http://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/p190107/>

平成 31 年 1 月 16 日
総合企画部長 大西 勉

**国税庁等新着情報(国税庁を装う不審なメール、
委任関係の登録作業に関する注意事項)について (周知依頼)**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「国税庁からの連絡を装った不審なメールについて」

国税庁ホームページにおいて「所得税に関する重要なお知らせ」などの件名で、国税庁からの連絡を装った不審なメールが送信されていることについてお知らせが掲載されました。

詳細は、下記国税庁ホームページをご覧ください。

- 国税庁「国税庁からの連絡を装った不審なメールについて (平成31年1月22日)」

→ http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_hushin_mail_2019.htm

2. 日税連「委任関係の登録作業に関する注意事項について」

平成31年1月4日から導入されたe-Taxの税理士と納税者の委任関係の登録について、ある一定の操作を行った際に委任関係の登録が完了できない事象が発生する可能性があります。

詳細は下記日税連ホームページをご覧ください。

なお、当該事象が発生した場合には、税務署にて対応を行いますので、所轄の税務署にお問い合わせください。

- 日税連「メッセージボックスのセキュリティ強化に伴う委任関係の登録手続きについて」

→ <http://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/p190125/>

平成31年1月31日
総合企画部長 大西 勉

日時 平成31年2月7日(木)
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの一層の普及拡大について

(総務課)

e-Taxの普及につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

まもなく、12月決算法人の申告時期を迎えます。申告書の提出に当たりましては、添付書類のイメージデータ提出等の利便性が向上しておりますので、ぜひ、e-Taxをご利用くださいますようお願いいたします。

また、平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出につきましても、引き続きe-Taxをご利用いただくとともに、関与先企業の従業員の方に対して

は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅からの申告をご案内いただくなど、確定申告期間中の税務署への来署者の削減についても、併せてご協力をお願いいたします。

(2) 平成30年分確定申告相談における税務署会場の受付時間について

(個人課税部門)

相談受付時間：午前8時30分から午後4時まで

相談開始時間：午前9時から

平成30年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告については、例年通り税務署1階に相談会場を設けて行います。

相談会場の開設期間は2月18日(月)から3月15日(金)までですが、本年から記載のとおり相談受付時間が午前8時30分から午後4時までとなっており、国税庁ホームページ、各市町の広報誌でも広報させていただいております。

関与先の従業員の方々等から、税務署相談会場についてのお問い合わせがあった場合には、相談受付時間が午後4時までである旨ご案内いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(3) 確定申告書等の早期送信、早期提出について

(個人課税部門)

平成29年分における先生方からの申告書の提出状況を見ますと、3月13日以降に集中した提出が依然として多く見受けられます。

申告書の早期提出、早期送信は、納税者にとって還付金の早期受領などの利点があります。

毎年お願いしているところではございますが、作成いただいた申告書から順次提出、送信いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(4) 一般的な税務相談の自己解決のお願いについて

(個人課税部門)

税務当局が行う税務相談につきましては、すでにご案内させていただいておりますとおり、申告納税制度の下で納税者の方の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っています。

従いまして、電話相談センターでは、税務署に寄せられる一般納税者からの電話相談を対象にしております。

しかしながら、税理士事務所職員の方からと思われる電話がまだまだ多く寄せられている状況にあることから、税理士の先生方は元より、税理士事務所職員の方々につきましても、引き続き、国税庁ホームページ等を活用していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(5) プレプリント申告書送付対象者の見直しについて

(法人課税部門)

- 別添1 「法人税及び消費税のプレプリント申告書送付対象者の見直しに係る
周知・広報への御協力について(依頼)」参照
別添2 『申告書等用紙に変えて「申告のお知らせ」をお送りいたします』参照

平成32年(2020年)4月決算の「法人税及び地方法人税申告書」および同課税期間の「消費税及び地方消費税(法人用)」のプレプリント申告書の送付対象者を見直すとともに送付物についても別添『申告書等用紙に変えて「申告のお知らせ」をお送りいたします』のとおり変更することとなりました。

添付書類

- 1 「法人税及び消費税のプレプリント申告書送付対象者の見直しに係る
周知・広報への御協力について(依頼)」
- 2 『申告書等用紙に変えて「申告のお知らせ」をお送りいたします』

5 熊谷市役所からの連絡事項

○市・県民税申告受付について

別添「市民税課からのお知らせ」参照

平成 30 年 12 月 14 日

日本税理士会連合会
会 長 神津 信一 殿

国税庁課税部法人課税課長
鈴木 孝直

法人税及び消費税のプレプリント申告書送付対象者の
見直しに係る周知・広報への御協力について（依頼）

平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では従前から、継続的に申告が必要な方に対し、納税者サービス、確定申告に係る広報及び事務処理の効率化等を目的として、プレプリント申告書の事前送付を実施しておりますが、近年の I C T 申告の進展や行政コスト削減の観点から、e-Tax により申告した納税者に対してプレプリント申告書の送付を取りやめるなど、逐次見直しを図ってまいりました。

今般、平成 30 年度税制改正において、大法人の電子申告義務化が決定されたことを踏まえ、電子申告義務化対象法人へのプレプリント申告書の発送見直しについて検討を進めているところであり、また、中小法人につきましても、平成 32 年（2020 年）度において e-Tax 利用率 85% が目標とされる中、e-Tax の更なる利用拡大を推進していく必要があるとの観点から、書面により申告されている税理士関与法人を対象として、プレプリント申告書の送付を見直すことといたしました。

貴会におかれましては、貴会の会報誌等における周知・広報に加え、各税理士会及び税理士の皆様に、次の 2 点について周知いただきますよう、お願い申し上げます。

- ・ 前年の申告に税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、平成 32 年（2020 年）4 月決算分からプレプリント申告書に代えて、中間納付税額及び提出部数等を記載した「申告のお知らせ」を送付します。

なお、法人税及び消費税の納付書につきましては、引き続き送付します。

- ・ 書面により申告書を提出されている税理士の皆様は、上記のスケジュールでプレプリント申告書が送られなくなることを、関与先の納税者にお伝え願います。

（以上）

申告書等用紙 に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32年（2020年）4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人^{※1}を対象として、申告書等用紙^{※2}の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ^{※3}」を送付することとしております。
 - ※1 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
 - ※2 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあつては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
 - ※3 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしております。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

| | |
|------|---|
| 法人税等 | ① 内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社 |
| 消費税等 | ① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体 |

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

市民税課からのお知らせ

平成30年
12月発行

総務部市民税課 Tel 048-524-1111 (内線246・247)



混雑緩和にご理解ご協力を!!

申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

郵送提出で待ち時間ゼロ。なお、確定申告はe-Taxで自宅からも申告できます。

平成31年度市・県民税申告受付

<受付時間> 9時～11時30分 / 13時～15時30分

※さくらめいととは9時15分～です。

| 期日 | 受付会場 | 受付区域 | 期日 | 受付会場 | 受付区域 | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|---------|----------|------------|-----------|----------|---------------|----------|----------|----------|----------|
| ※熊谷市役所会場は2月18日から開催します | | | | | | | | | | | |
| 2/18 (月) | 熊谷市役所 1階特設会場 | 中央地区 | 2/13 (水) | 妻沼行政センター2階 | 妻沼東・妻沼西地区 | | | | | | |
| 19 (火) | | | 2/14 (木) | | | 2/15 (金) | 18 (月) | 妻沼東地区 | | | |
| 20 (水) | | | | | | | | | 2/19 (火) | 2/20 (水) | 2/21 (木) |
| 21 (木) | | | 2/22 (金) | | 2/24 (日) | 2/25 (月) | 江南地区 | | | | |
| 22 (金) | | | | | | | | 2/26 (火) | | | |
| 24 (日) | | | 2/28 (木) | | 3/1 (金) | 3 (日) | 吉岡・江南地区 | | | | |
| 25 (月) | | | | | | | | 2/27 (水) | 3/1 (金) | 4 (月) | 西部地区 |
| 26 (火) | | | 2/28 (木) | | 3/1 (金) | 5 (火) | ※休館日のため開催しません | | | | |
| 27 (水) | | | | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 6 (水) | 西部地区 |
| 28 (木) | | | 2/28 (木) | | 3/1 (金) | 7 (木) | 西部地区 | | | | |
| 3/1 (金) | | | | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 8 (金) | 西部地区 |
| 3 (日) | | | 2/28 (木) | | 3/1 (金) | 11 (月) | 大里地区 | | | | |
| 4 (月) | | | | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 12 (火) | 大里地区 |
| 5 (火) | | | 2/28 (木) | | 3/1 (金) | 13 (水) | 大里地区 | | | | |
| 6 (水) | | | | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 14 (木) | 大里地区 |
| 7 (木) | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | | | | | |
| 8 (金) | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | |
| 11 (月) | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | | | | | |
| 12 (火) | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | |
| 13 (水) | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | | | | | |
| 14 (木) | | | | | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | |
| 15 (金) | 2/28 (木) | 3/1 (金) | 15 (金) | 大里地区 | | | | | | | |

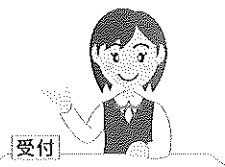
| 受付区域名 | 小学校区 | 受付区域名 | 小学校区 |
|-------|--------------------|-------|--------------|
| 中央地区 | 熊谷東・熊谷西・石原・熊谷南・桜木 | 北部地区 | 大幡・中条・奈良 |
| 西部地区 | 大麻生・玉井・別府・三尻・籠原・新堀 | 東部地区 | 成田・佐谷田・久下・星宮 |
| 吉岡地区 | 吉岡 | 大里地区 | 吉見・市田 |
| 妻沼東地区 | 長井・秦・妻沼 | 妻沼西地区 | 男沼・小島・太田・妻沼南 |
| 江南地区 | 江南南・江南北 | | |

- ※ 期間中、市役所市民税課・各行政センター市民係での申告受付は行っておりません。
- ※ 混雑状況によっては受付を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 各会場内と駐車場は大変混雑します。特に午前中は来場者が集中します。時間に余裕をもって来場ください。
- ※ 受付区域を一部指定していますが、指定日に来られない方は、日程表のご都合の良い会場をご利用ください。

○お車で市役所にお越しの際、市役所駐車場混雑時は「ユニティひろば」をご利用ください。



申告に関するお願い



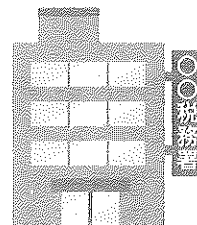
所得税の確定申告には、「利用者識別番号」が必要になります。事前取得については、熊谷税務署 048-521-2905 (代表) にご相談ください。(申告会場でも取得可能ですが、混雑緩和のため事前取得にご協力ください。)

必要書類に不足・不備があると、受付できない場合がありますので、下記のチェックリストをご活用ください。不明な点については事前に市民税課にご相談ください。

| 種類 | 申告内容 | 必要書類 | ✓ |
|--|------------------------------|------------------------------|---|
| 収入 | 給与 | 源泉徴収票 | |
| | 営業 | 収支内訳書 | |
| | 公的年金 農業 不動産 上記以外の収入 | 証明するもの | |
| 控除 | 医療費 | 医療費控除の明細書 (※右ページをご利用ください) | |
| | 生命保険料 | 証明書 | |
| | 地震保険料 | 受領証 | |
| | 寄附金 | 親族の方のマイナンバー | |
| | 配偶者・扶養 障害者 | 障害者手帳 | |
| | 社会保険料 | 領収書 | |
| | 上記以外の控除 | 証明するもの | |
| マイナンバー確認書類 | | マイナンバーカード | |
| ※マイナンバーカードをお持ちで無い場合は 右記の2つの書類をお持ちください | | 通知カード (番号確認書類) | |
| | | 運転免許証等 (本人確認書類) | |
| 利用者識別番号確認書類 (所得税の確定申告が必要な方) | | 確定申告のお知らせ (税務署から送られたはがき) | |
| | | 利用者識別番号の通知 | |
| | | 申告書等送信表 (兼送付書) 一控用一 | |
| その他 | | 印鑑 | |

下記①～⑪の内容を含む申告は、市の会場では受付できません。熊谷税務署にご相談ください。

- ① 平成29年以前の収入に関する所得税の申告
- ② 災害等による居宅などの財産の被害の申告 (雑損控除)
- ③ 所得税の住宅ローン控除を受ける申告
- ④ 土地や建物を売った収入や損失の申告
- ⑤ 株などの金融商品の取引を行った収入や損失の申告
- ⑥ ゴルフ会員権や自動車、貴金属を売った収入や損失の申告
- ⑦ 平成30年中に退職して受け取った退職金の申告
- ⑧ 国外在住の方を扶養親族にする申告
- ⑨ 事業所得の青色申告や繰越損失の申告
- ⑩ 亡くなられた方の収入の申告 (準確定申告)
- ⑪ 確定申告書の本人控用紙に受付印が必要な場合



平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません
セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

住 所 熊谷市

氏 名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

| (1) 医療費通知に記載された医療費の額 | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 |
|----------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 円 ㉔ | 円 ㉕ | 円 ㉖ |

2 医療費(上記1以外)の明細

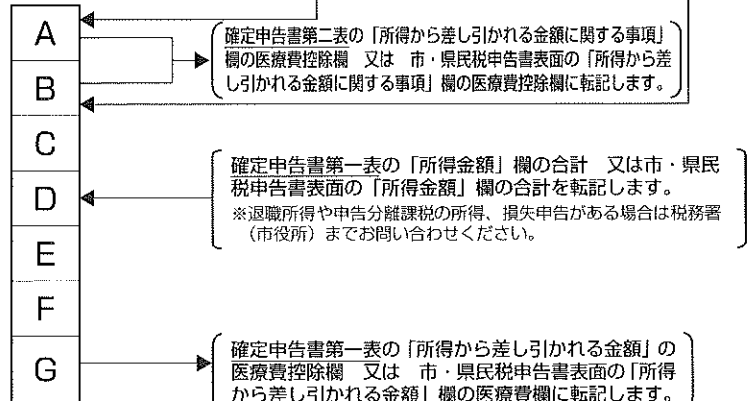
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

| (1) 医療を受けた方の氏名 | (2) 病院・薬局などの支払先の名称 | (3) 医療費の区分 | (4) 支払った医療費の額 | (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 |
|----------------|--------------------|---|---------------|-------------------------------|
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円 | 円 |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| 2 の 合 計 | | | ㉗ | ㉘ |

| | | | | | | |
|--------|---|-------|---|---|-------|---|
| 医療費の合計 | A | (㉔+㉕) | 円 | B | (㉖+㉘) | 円 |
|--------|---|-------|---|---|-------|---|

3 控除額の計算

| | | |
|--------------------|--------------------|---|
| 支払った医療費 | (合計) | 円 |
| 保険金などで補填される金額 | | |
| 差引金額 (A - B) | (赤字のときは0円) | |
| 所得金額の合計額 | | |
| B × 0.05 | (赤字のときは0円) | |
| Bと10万円のいずれか少ない方の金額 | | |
| 医療費控除額 (C - D) | (最高200万円、赤字のときは0円) | |



わたしは申告が必要？
市・県民税申告
フローチャート

スタート
平成31年1月1日現在、
熊谷市に居住していましたか？

いいえ

平成31年1月1日現在に居住してい
た市区町村にお問合せください。

《問合せ先》

総務部市民税課

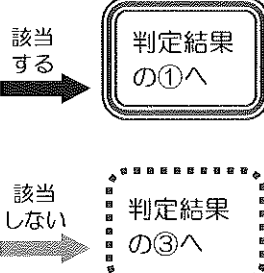
TEL 048-524-1111

(内線 246・247)

平成30年1月1日から12月31日までに収入（遺族・障害年金、失業保険等の非課税の給付等は除く）がありましたか？
収入がなかった方はAへ、
収入があった方は主な収入の種類によってB、CまたはDへお進みください。

A 収入がなかった方

次のいずれか一つでも該当するものがあります。
・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険のいずれかに加入している。
・児童扶養手当等の医療・福祉関係の行政サービスの適用を受ける。
・所得・課税(非課税)証明書が必要である。

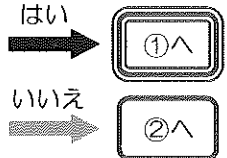


※ このフローチャートは、一般的な例を示しています。収入の種類が複数あると、フローチャートに該当しない場合があります。ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。

B 給与収入があった方

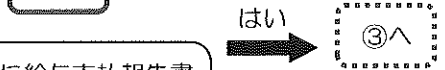
給与以外に所得はありますか。
(給与を複数の会社からもらっている場合は、「はい」へ進んでください。)

はい → 年末調整をしていない給与収入と、給与以外の所得の合計額が20万円以下ですか。



いいえ → 年末調整は済んでいますか。

はい → 扶養控除、医療費控除等を追加しますか。



いいえ → 判定結果の②へ

いいえ → 勤務先から熊谷市に給与支払報告書が提出されていますか。(不明な方は勤務先に確認してください。)



C 公的年金等の収入があった方

公的年金等(国民年金、厚生年金などの年金)の収入の合計額が、400万円以下ですか。

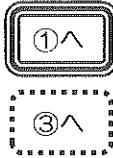
はい → 公的年金以外の収入はありましたか。

はい → 公的年金以外の所得の合計額が20万円以下ですか。

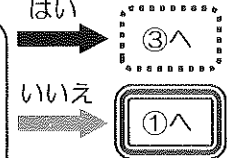


いいえ → 判定結果の②へ

いいえ → 扶養控除、医療費控除等を追加しますか。

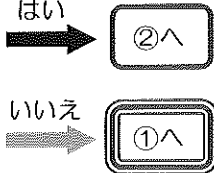


はい → 公的年金以外の所得は給与所得のみで、勤務先から熊谷市に給与支払報告書が提出されていますか。



D 給与・年金以外の所得があった方

所得の合計額が所得税の所得控除の合計額より大きいですか。



| 判定結果 | 備考 |
|------|---------------------|
| ① | 市・県民税の申告が必要です。 |
| ② | 所得税の確定申告が必要です。 |
| ③ | 確定申告、市・県民税の申告は不要です。 |

①の方は便利な郵送申告で待ち時間ゼロ

※ この「市民税課からのお知らせ」は72,000部作成し、1部あたり約3.3円です。